

【注意事項】

1 対象となる事業について

山武市において支給決定を受けた方が入所する千葉県内のグループホームのうち、定員6名以下の住居が対象となります。

2 補助金額

入居者1人あたりの補助基準額から共同生活援助サービス費等の金額を引いた額と、対象経費から収入を引いた額を比べてどちらか少ない方の金額です。

3 補助対象の期間について

令和7年度の補助金の対象期間は、令和7年4月から令和8年3月までの1年間に山武市の支給決定者が入所した施設が対象となります。

4 対象となる経費について

補助金の交付対象となる経費は、山武市で支給決定を行ったグループホームの利用者に係る人件費、運営費等の経費（入居者が負担する食材費、家賃、光熱水費等を除く。）であり、住居の建設費、修繕費等は含みません。

入居者が負担する食材費、家賃、光熱水費等は収支予算書等には計上しないようご注意ください。

5 申請書類の記入方法

(1) 交付申請書について

- 「申請者」欄には、施設を運営する法人名と代表者氏名をご記入ください。
- 「2交付申請額」には、別紙1の表中「補助所要額E」の金額をご記入ください。

(2) 別紙1 所要額調書について

- A欄（対象経費の支出予定額）には、山武市にて支給決定した利用者に係る対象経費の額をご記入ください。
- B欄（寄付金その他の収入予定額）には、山武市の利用者に係る収入の額（山武市障害者グループホーム等運営費補助金の額は除く）をご記入ください。
- D欄（補助基準額）には、下表「2対象者の内訳」における、合計欄の総額をご記入ください。
- 「2対象者の内訳」は、当該月の初日の定員の表をご記入ください。また、月途中で利用者の区分に変更があった場合は、月の初日における区分でご記入ください。
- 月途中で入居・退居があった場合は、日割り計算を行って延月数を算定してください。（小数点以下第3位切り捨てとしてください。）

- ・「国加算等の計」の欄には、当該利用者に係る共同生活援助サービス費、入院時支援特別加算、長期入院時支援特別加算、帰宅時支援加算、長期帰宅時支援加算、人員配置体制加算による収入の合計額を記入してください。
- ・「計①×②=③」の欄が「国加算等の計④」の欄の金額を下回る場合には、「国加算等の計④」欄には、「計①×②=③」と同額をご記入いただき、「合計③-④」欄には0と記入してください（マイナスの金額を入れないようにご注意ください）。

(3) 別紙2 事業計画書について

- ・「1 定員」表の「共同生活住居名称」欄には、建物ごとの名称をご記入ください。
- ・記入欄が足りなくなる場合には、行を増やす又は別紙にご記入ください。
- ・「利用定員」欄には、住居ごとの利用定員をご記入ください。
- ・「利用者数」欄には、住居ごとの利用者実人数をご記入ください。
- ・「山武市における補助対象利用者数」欄には、山武市にて支給決定をしている利用者の実人数をご記入ください。
- ・年度途中での入退居等により、利用実人数が定員を上回る場合もそのままご記入ください。
- ・「2 対象利用者」の表には、山武市で支給決定を受けている利用者についてご記入ください。
- ・年度途中で区分や入居する住居に変更があった場合には、行を分けてご記入ください。

(4) 収支予算書（抄本）について

- ・「別紙1」に記載したA欄（対象経費の支出予定額）、B欄（寄付金その他の収入予定額）の内訳が分かるようにご記入ください。
- ・補助金の額は、交付申請額と同額としてください。
- ・収入額と支出額が同じになるようにしてください。
- ・法人代表者の押印は、不要となります。